

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成27年7月7日
【会社名】	株式会社アイフリーク モバイル
【英訳名】	I-FREEK MOBILE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷内 進
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092(471)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理グループ長 紀伊 克彦
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
【電話番号】	092(471)5211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理グループ長 紀伊 克彦
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリーク モバイル 東京支店 (東京都新宿区新宿二丁目1番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月27日開催の当社第15期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収合併契約承認の件

平成27年7月1日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、株式会社アイフリークモバイルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

：第1号議案「吸収合併契約承認の件」に記載のとおり、平成27年7月1日を効力発生日として、株式会社アイフリークモバイルを当社に吸収合併いたしますが、事業活動を株式会社アイフリークモバイルが行っており、既に当該社名が市場に浸透していることから、当社の商号を株式会社アイフリークモバイルと変更するため、現行定款第1条を変更し、併せて、平成27年7月1日に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

：「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第30条第2項及び第41条第2項の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

谷内 進、芦田 克宣、紀伊 克彦を取締役に選任するものであります。
鶴崎 俊也を社外取締役を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	47,339	789	-	（注）1	可決 93.07%
第2号議案	47,323	805	-	（注）1	可決 93.04%
第3号議案					
谷内 進	47,180	948	-		可決 92.75%
芦田 克宣	47,180	948	-	（注）2	可決 92.75%
紀伊 克彦	47,171	957	-		可決 92.74%
鶴崎 俊也	47,180	948	-		可決 92.75%

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上